

令和8年度（2026年度）地域福祉総合支援事業補助金交付要領

（趣 旨）

第1条 知事は、民間団体等が行う先駆的又はモデル的な地域福祉活動への支援を行うため、予算の範囲内で地域福祉総合支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（補助金の交付申請書）

第2条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

（1）定款、規約又はこれらに準ずるもの

（2）その他知事が必要とする資料

（補助事業等の内容等の変更）

第3条 要項第5条第1項の別表に定める「事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）補助対象事業の主要部分の変更

（2）補助対象経費の増額又は30%を超える減額

2 要項第5条第2項の変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。

（1）事業変更計画書（別記第3号様式）

（2）変更後の収支予算書（別記第4号様式）

（3）その他知事が必要とする資料

（申請の取下げ）

第4条 規則第8条に規定する取下げをする場合、知事に交付申請取下書（別記第5号様式）を提出することとする。

2 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定通知書を受領した日から30日を経過した日までとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第5条 規則第9条第2項第2号に該当する場合、知事に交付決定取消申出書（別記第6号様式）を提出することとする。

（状況報告）

第6条 要項第8条の規定による状況報告は、別記第7号様式によるものとし、必要に応じ求めることとする。

（実績報告）

第7条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第8号様式とする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第9号様式とする。

3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

（1）領収書又はレシート（ただし、支払証明書の添付が必要）の写し

(2) その他知事が必要とする資料

4 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から10日以内又は当該年度の2月19日のいずれか早い日までとする。

(補助金等の請求等)

第8条 要項第11条第1項の請求書は、別記第10号様式とする。

2 要項第11条第3項の概算払請求書は、別記第11号様式とする。

3 前項の請求書の添付書類は、各様式に記載のとおりとする。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)7月6日から施行し、令和8年(2026年)4月1日から適用する。